令和2年度 守口市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度守口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1)給 水 戸 数 72,951戸
- (2) 年間総給水量 16,599,000㎡
- $45, 477 \,\mathrm{m}^3$ (3) 1 日平均給水量
- (4) 主要な建設改良事業 配水管整備事業 工事費 544,300千円 配水管更新工事等 配水施設整備事業 28,000千円 東郷配水場変換器盤他更新工事 工事費

浄水施設整備事業 工事費 19,000千円 送水管新設工事実施設計業務委託等

配水管改良事業 工事費 88,000千円 下水道工事に伴う配水管移設工事等

净水施設改良事業 工事費 28,300千円 藤田幹線幹線流量計取替工事等

庁舎等改良事業 工事費 19,800千円 庁舎空調設備更新工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益

2,826,218千円

第1項 営業収益 2,680,710千円

第2項 営業外収益 145, 498千円

第3項 特別利益 10千円

				支	出			
第1款 水道	事業費	押				2,	944,	8 4 6 千円
第1項	営	業費	用			2,	470,	5 3 9 千円
第2項	営	業外費	用				236,	869千円
第3項	特	別 損	失				236,	438千円
第4項	予	備	費				1,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額999,518千円は、過年度分損益勘定留保資金175,798千円、当年度分損益勘定留保資金753,601千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,119千円で補てんするものとする。)。

		収	入	
第1款 資本	的収入			672,633千円
第1項	企業債			543,000千円
第2項	他会計出資金			34,410千円
第3項	他会計負担金			27,187千円
第4項	国 庫 補 助 金			18,900千円
第5項	工事負担金			49,136千円
		支	出	
第1款 資本	的支出		1,	672,151千円
第1項	建設改良費			852,974千円
第2項	企業債償還金			819,177千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期間	限度額
現金等集配金業務委託事業	令和5年度まで	3,960千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法				
起復の日切				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	その他
配 水 管整備事業	506, 500 千円	普通貸借 (証書借入) 又は 7.0% 以内 証券発行	年	政府	40 年		年賦又は 半 年 賦	左記の条件の範囲内において借 入先に融通条件がある場合その条
配水施設 整備事業	27,000 千円			地方公共				件に従うことができる。 ただし、財政の都合により償還期
浄水施設 整備事業	9,500 千円		金融機構	以内	5年以内	元利均等元金均等	限及び据置期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えること ができる。	
合 計	543,000 千円			その他				なお、起債前借又は翌年度に繰越 して借入れることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用、営業外費用 及び 特別損失
 - (2) 建設改良費 及び 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費

579,515千円

(2)交際費

100千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に要する経費に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,780千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、31,289千円と定める。

令和2年2月20日提出

守口市長 西端 勝樹